慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	高知修立社尻無川事件判決書 : 続·明治法制史料雑纂 (一〇·完)
Sub Title	Decision of the court on the Shirinashigawa case of Kochi Shūritsusha
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律· 政治· 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.3 (1966. 3) ,p.54- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660315-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

高知修立社尻無川事件判決書

続・明治法制史料雑纂（一〇・完）

手塚豊

高知県における自由民権運動の政社の一つであつた修立社[1]の有志六名が、明治政府打倒、大臣暗殺の陰謀を企て、その軍資金調達を依頼した同県人一青年の変心と密告をおそれて、明治十九年一月三日、同青年を大阪府下尻無川畔において殺害、強盗殺人と知情受贓の罪に問われたのが、いわゆる「尻無川事件[2]」である。

この事件について、「自由党史」は、次のように述べている。[3]

時に高知県の青年吉松寿太郎、佐野義一、下村治幾、間直三、沢村良吉（田か―手塚註）、大井善友等は深く時事を慷慨し、密に議して要路の諸大臣を殺戮せんと欲し……乃ち十九年抄冬の交にして、適ま伊藤総理大臣以下の権官が、聖駕の西幸に扈従して京都を経て大阪に向はんとするの風説あり（中略）。蓋し吉松は曩きに明治十八年の春同志速見市次郎と共に、爆裂弾を日比谷練兵場に埋置し、電気作用を以て之を発炸せしめ、将相を挙て一時に之を鏖殺せんことを謀りたるもの[4]、日本にも亦斯の如き進歩せる思想を懐ける者あることを欧洲の人士に知らしめんといふを以て其平生の念と為し、常に単為孤行して毫も先輩の羈束する所とならざりき。是に於て各々其服を変じて官吏或は商人に擬し、新橋、名古屋、梅田の各沿道停車場に隠伏して、悉く陪従の大臣を銃殺するの計画を定め、因て同志と謀り之が資金を調へんと欲し、大阪に留学せる同県人沢田熊吉（久方吉が正しい―手塚註）なる者に就て、其志を示し財を出さしむ。熊吉之を諾して未だ果さず、已にして心を変じ輒もすれば官府に密告せんとするの跡あり。吉松、佐野等以て未だ露れざるに先んじ其口を絶つに若かずと為し、十九年一月三日の夜、熊吉を大阪府下西成郡尻無川の堤に誘ひ、之を縊殺し、骸を堰中に投じて去る。既にして諸大臣西下の報無く、佐野義一、間直三、大井善友、沢村（まま）良吉等急に事を挙げんと欲し先づ京に入る。一月二十二日、陰謀乃ち発覚し、佐野等東京に捕はれ、吉松、下村等は大阪に捕はれ、

廿一年七月二十四日大阪重罪裁判所に於て殺人犯の故を以て吉松、佐野は死刑に、下村、間は無期徒刑に、沢村、大井は重禁錮三年に処せらる。後ち間は獄中に死し、下村は北海道の獄にありて三十三年皇太子成婚の日赦に遭ふて帰る。

事件の梗概は一応わかるが、何分にも岩波文庫本の二頁にみたない記事であるから、くわしい点は不明である。すなわち大臣暗殺を通じて内乱の企図の有無、その計画と修立社全体の動向との関連、さらに殺人事件そのものの詳細な経過など十分には伝えられていないのである。

自由民権運動史の文献の中には、この事件を取りあげたものもあるが、いずれも前掲自由党史の記事の敷写しか、さもなければその抜萃にすぎない。[5] 終戦後、自由党関係諸暴動事件の研究は、さまざまの角度から盛に行われているが、尻無川事件を取扱つた詳しい論考は、私の知る限りではまだ現われていない。

明治十五年の福島事件が、国事犯として処理されたため、河野広中以下の関係者が、世間から英雄のようにむかえられたので、明治政府の司法当局は、その後の諸暴動事件の裁判に際し、内乱陰謀、大臣暗殺計画など国事犯的犯罪事実は出来る限りこれを無視し――大阪事件と飯田事件は止むをえない例外であつた――それに随伴して行われた兇徒聚衆、殺人、傷害、強盗など常事犯的犯罪事実のみを問責する方針を採つた。[6] 秩父事件、加波山事件、名古屋事件、静岡事件、群馬事件等の裁判がそれである。尻無川事件も、そうした意味ではほとんど同じ種類のものといえる。それにもかかわらず、これまでの自由民権運動史の研究において、この事件が比較的に軽視されているのは、事件の規模が小さいことにも原因はあろうが、それに関する資料の不足が大きく影響していると思われる。

ここに紹介する資料は、明治二十一年七月二十八日、二十九日の二回に亘り土陽新聞[7]に掲載された同事件「裁判言渡書」の全文である。同事件は大阪重罪裁判所で審理されたものであるから、大阪地方裁判所検事局（現在の大阪地方検察庁）には、事件関係の一切の書類が保管されていた筈であるが、同局の文書は戦災のため亡失した。それがため、今後、同事件裁判関係の公文書が発見される機会はほとんどなくなつたとみていい。とすれば、判決書は――たとえそれが新聞記事のため絶対の正確さは保証されないにしても――今日に残されているもつとも貴重な資料の一つと考えてよかろう。

いまここで、同事件裁判の経過を辿つてみると次の通りである。

まず事件の発覚については、前掲自由党史の記事によつて、十九年一月末、関係者が捕縛されたことはわかるが、逮捕の契機は不明である。東京で逮捕された者も大阪へ送致され、事件犯罪地である大阪重罪裁判所の所管となつたと思われる（治罪法第四〇条）。重罪の予審も軽罪裁判所の管轄であつたから（同前第五四条）、大阪軽罪裁判所で予審が開かれたが、開始の時期および担当予審判事名は不明である。予審は翌二十年六月三十日に終結した。同年七月九日・土陽新聞は、次のように報じている（句読点・手塚、以下同じ）。

過般来、大坂軽罪裁判所に於て予審中なりし夫の高知県士族佐野義一、同平民赤松寿太郎、同士族間直三、同士族下村治幾、同

士族大井善友、同平民沢田良吉等の五氏（ママ）に係る謀殺事件は、強盗致死及び徴兵令違反と認定になり、去る三十日を以て予審終結となりしが、被告諸氏に於ては固より某大臣を暗殺せんとの目的を立て、既にその方法をも定めて郷里を出発せしものにて、単に強盗を為すため、夫の沢田久馬吉を謀殺せしにあらず、重なる目的は大臣暗殺にあり。然るに大阪に於て右目的を久馬吉に明し、実行費に供するため同人所持の金子を借用せんとせしに、同人はこの金子を貸さざるのみならず、或は右暗殺の計画をも他へ漏らさんとする模様ありしを以て、止むことを得ず、これを殺害せし訳なれば、本件は全く国事上に関するものにして、尋常犯とは同じからず、然るに右の如く強盗致死云々と認められては服する能はずとて、遂に一同より会議局へ故障を申立てたりといふ。因に記す。右六名中、首謀者は佐野氏にして赤松（ママ）、間の二氏はこれを助け、他の三名は全く右謀殺には関係なきものなりとぞ。

つづいて七月十三日・同新聞はさらに同事件の量刑の予想と弁護人について、次のように述べている。

大臣暗殺被告事件・同事件に付き本県人佐野義一、吉松寿太郎、下村治幾、間直三の四氏は……目下予審終結の如くなる時は、佐野氏は首謀者にして死刑を免かれず、吉松氏は無期徒刑、間氏も無期徒刑に適すれど、犯時二十歳未満なるを以て一等を減ずるとせば即ち有期徒刑に当り、又下村氏は重懲役にして、其他大井、沢田の両氏は軽罪に擬せらるる訳合なるが、尚聞く処に依ば、右予審の言渡に対しては、被告一同是を甘受する能はざる理由有とて、目下故障申立中の趣にて、且該公訴状に拠ば、被告諸氏が郷里を出発する場合、大臣暗殺の陰謀を抱きし筈の事実も有るやに聞及びたれども、信疑の程は如何にか、尚又目下在阪中なる本県代言人寺田寛、戸田猛馬の両氏には、右被告諸氏に係る差入物及其他の世話向を担当せられ居る由。（予審に対する故障趣意書か―手塚註）

予審終結は、強盗殺人と徴兵令違反で重罪裁判所へ移すの言渡であつたと思われるが、これに対して、被告人が「故障申立」をしたのである（治罪法第二四六条）。「故障」の「趣意」は、大臣暗殺陰謀を国事犯として取扱い、事件を高等法院へ移すように申立てたものと推測される。[8]「故障」の申立をうけた大阪軽罪裁判所会議局が、どのような判決をしたかは明らかでないが、おそらく申立を斥けたのであろう。そして、その時期は二十年九月末頃と思われる。その理由は、二十年十月二日・大阪日報に次のような記事が載っているからである。

夫の高知県人沢田久万吉を当府下にて殺害せし同県人佐野義一、吉松寿太郎、間直三、下村治幾、大井善友、沢田良吉等の五（ママ）氏は、当軽罪裁判所の予審終結に対し、故障の申立をなし居たりしよしなるが、其申立の遂に相立たざりしものにや、一件書類残らず昨日を以つて当重罪裁判所へ廻りしと云ふ。然れば近々の中、検事長より公訴を提起せらるゝならんと噂せり。

しかし、実際はすぐには「公訴状」は提起されなかつた。会議局の判決に対し、上告が行われたからである（治罪法第一五七条）。そのことは、翌二十一年七月十八日・土陽新聞の次の記事によつて判明する。

本件は曩に被告人より国事に関する申立ありしが為め、大阪警

察本部及び警視庁に於ての取調書類多く、且予審の終結に対しても会議局に故障の申立をなし、大審院に上告したる等の事ありて、一件書類は都合六百余枚ある由なり。

会議局判決に対する上告年月日、それに対する大審院判決年月日、さらに上告理由、大審院判決の内容など一切不明であるが、おそらく被告人は、国事犯事件として高等法院の管轄を主張し、大審院はそれを斥けたものと思われる。当時、この種の上告審は、三、四ヵ月の期間を要したから、大審院判決は、二十年十二月かおそくとも翌二十一年一月頃までに行われたとみていい。そして、それにひきつづき大阪控訴院検事長犬塚盛巍から大阪重罪裁判所長荒木博臣宛に公訴状が提起された筈である。

大阪重罪裁判所の公判は、二十一年七月十四日[9]と二十日に開かれ、二十四日に判決の言渡が行われた。担当弁護人は、佐野と大井が戸田猛馬、吉松と沢田が吉本松吉、下村が菊地侃二、間が森作太郎、別に渋川忠二郎、砂川雄峻両代言人が予備であつた[10]。しかし、裁判言渡書の代言人名には砂川が洩れているから、彼は公判に最後まで立会わなかつたのかも知れない。なお、戸田は高知の代言人、他はすべて大阪の代言人である。

その判決に対して、佐野、吉松、間、下村の四名は、大審院へ上告した。明治二十一年八月一日・朝野新聞は次のように伝えている。

強盗殺人罪を以て大阪重罪裁判所にて去月廿六日(ママ)死刑の宣告を受けたる高知県人佐野義一外二名及び無期徒刑に処せられたる下村治幾の四名は、裁判不服にて大審院へ上告したるが、右の事件は尋常の犯罪とも異なる重事件に付き、犬塚検事長より大審院の名村検事長へ其趣きを電報ありたる由。

正確な上告年月日および上告理由はわからないが、被告は最後まで国事犯たることを主張し、その管轄を争つたものと思われる。

その後、同年十一月十一日・土陽新聞には、

先きに大坂重罪(ママ)裁判所に於て死刑の宣告を言渡され、目下大坂(ママ)の堀川監獄に繋かれ居る本県人佐野義一、吉松寿太郎、間直三の三氏は、何れも身体強壮にして、志気少しも平生に異ならず、余念なく刑期の至るを待ち居ると云ふ。

とあり、つづいて同月十八日・同新聞は、

先きに大坂重罪(ママ)裁判所に於て死刑の宣告を受けたる佐野義一は、此の程堀川監獄より当時の弁護人吉本松吉等へ其入監以来の謝礼を兼ねて……訣別の書状を寄せ来りしよし……又、同氏と同じく死刑宣告の吉松寿太郎氏も亦た山本憲氏（大阪事件に連座して当時在獄――手塚註）へ訣別状を寄せ、且つ最早、絞首台に上る日も近きに在るべく、此の七尺の軀幹をして空しく白露黄土の底に埋めしむるも不本意の至り、責ては之れを解剖に附し、医学上の一参考に供せんことを請ふとの意を頼み越したりと聞けり。

と報じている。また、同月二十三日・朝野新聞には、

高知県士族佐野義一外三名は、昨年中国事犯と認められ、大阪重罪裁判所に於て審問の末、強盗殺人罪を以て死刑に処せられしを不服にて、大審院へ上告したるに此程棄却せられたり。

という記事もある。さらに翌十二月十三日・土陽新聞には、

目下堀川監獄に在る本県人佐野義一、吉松寿太郎、間直三の三氏は、過日其上告を棄却せられしより従容として其刑期を待ち居る由なるが、中にも佐野、吉松の二氏は熱心に基督教を信奉し、日々聖書講究と祈禱とに従事し居ると云ふ。

とその近況を伝えている。これらの新聞報道から推測すると、十一月初旬までには上告棄却の判決も行われ、刑が確定していたと思われる。

翌二十二年四月十五日、堀川監獄において佐野、吉松の死刑が執行された。その模様は次のごとく同年四月十九日・土陽新聞に詳しい。

本県の壮士佐野義一、吉松寿太郎の二氏は、過般大阪控訴院検事その他より司法省へ特典を願ひ出たる事もありたれど、其筋にては遂に去る十三日同控訴院へ死刑の執行を命ぜられたるに付、去る十五日午前十時愈いよ死刑を執行したり。当日右執行の模様を聞に、控訴院よりは柿原検事、小林書記が臨場し、新妻副典獄立会の上執行せしに、二氏は予てより覚悟の事なれば、自若として平素に異ならず、臨場の官吏に対して慇懃に敬礼し、数十通の書面を認めて後ち、従容として刑に就きたりとぞ。

「特典を願ひ出たる云々」とあるのは、おそらく特赦の申請であろう。特赦は刑の言渡が確定してから、検察官または監獄長から司法卿へ申立てることができたが（治罪法第四七七条）、この申立も棄却されて（同前第四七九条）、司法卿の死刑執行命令（明治十五年刑法第一三条）がでたものと思われる。

以上が尻無川事件裁判の概略である。私の渉猟不足から、不明の個所が余りにも多いが、それでも経過の大筋だけは、大体において明らかになつたと考える。

ところで、以上の経過の中で、犯罪事実の認定並びに量刑の点について、若干の疑問がある。まず、最初の予審言渡（明治十九年七月九日・前掲土陽新聞参照）の中の徴兵令違反の一件である（被告中誰について、どんな違反があつたかは不明であるが）。裁判言渡書にはその一件はない。その言渡書の冒頭には「強盗殺人知情受贓氏名詐称被告事件」とあるから、最終的な予審決定、公訴状の段階では、すでにその一件は消えていた筈である。とすると、故障申立による会議局判決でその部分の免訴が確定したものか、そうでなければ、会議局判決に対する大審院の上告判決でその部分の免訴が確定したのか、どちらかであろう。前者であれば、故障申立の中、徴兵令違反の一件は、会議局が被告の申立をみとめたわけであり、後者であれば、最初の予審言渡および会議局判決では違反とみとめていたものを、大審院ではそれを否認し、被告の上告を理由ありとしたわけである。いま、そのいずれかは確めえない。

次の疑問は、間直三に対する死刑の宣告である。彼が慶応三年五月一日生れであれば、明治十九年一月の犯罪時においては、明らかに満二十歳に達せず（明治二十年七月十三日・前掲土陽新聞も、間を未成年としている）、したがつて明治十五年刑法第八一条「罪ヲ犯ス時満十六才以上二十歳ニ満サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減

ス」により、死刑から「一等ヲ」減じて無期徒刑に処せらるべきである。実際には、彼は死刑にはなつていない。前掲自由党史が「間は無期徒刑」で「獄中に死し」と述べているのは事実であろう。[12] とすると、判決謄本から土陽新聞へ転写の際、刑法第八一条により一等を減じて無期徒刑にするという意味の文言が洩れたのか、それとも判決原本にそうした文言を書き忘れたのか、どちらかであつたと一応考えられる。もしも後者であれば、「擬律ノ錯誤」として当然に上告理由になり（治罪法第四一〇条第一一号）、大審院もそれをみとめざるをえなかつたであろう。[13][14] この場合には、大審院の上告判決は、全面的な棄却ではなく、間については減刑の判決があつたとみなければならない。しかし、そのいずれかの場合としても、なお疑問がすべて解消したわけではない。なぜならば、前に掲げた土陽新聞の記事で、最終の大審院判決がでた以後のものと判断される報道の中にも（十一月十一日および十二月十三日・前掲記事参照）、間を佐野、吉松と並んで死刑囚として書かれたものがあるからである。この点は、新聞記事の誤りとすれば、疑問は解決するが、しかし、それらの新聞記事が正しい報道とすれば、問題は別の観点から考えなおさなければならぬ。そこで考えられるのは、土陽新聞所載の裁判言渡書の間の生年月日には誤記があり（慶応三年ではなく元年であつたかも知れない）、彼は成年者の強盗殺人として一旦は死刑が確定したが、彼だけは特赦減刑で無期徒刑になつたという見方である。これなれば、前掲新聞報道には矛盾しない。しかし、この見解とても、新聞記事の誤記と特赦を仮定しての議論であるから、確実とはいいきれない。要するに、間が無期徒刑に処せられた理由を説明するキメ手は、現在までのところないのである。

この未成年か否かの点では、下村治幾についても疑問がある。彼の生年月日が「慶応三年一月九日」であれば、やはり未成年であるから、強盗の従犯として正犯の刑に一等を減ぜられるだけでなく（明治十五年刑法第一〇九条）、さらに未成年として一等を減ぜられる筈である（同前第八一条）。ところが後者の減刑は行われていない。間の場合に一応推定したごとく、この場合、「慶応三年」を「慶応元年」の誤記とすれば、問題はなくなるが、これも疑問としておく。[15]

このように、尻無川事件裁判については、不明の点が多い。そしてまた、強盗殺人の前提をなした陰謀の具体的内容並にその背景などに関しては、余りにも簡略にしかわかつていないのである。ここに裁判言渡書を紹介する所以は、これを手がかりとして、尻無川事件全体の考察が開拓されることを期待するがために他ならない。

(1) 修立社は、土佐立志社創立（明治七年四月）の後、まもなくそれを中核とする地域的政社の一つとして結成されたもので、高知浦戸町にあり、社長は一円正興、副社長は森脇直樹であつた（平尾道雄「立志社と民権運動」・昭和三十一年・一一一頁）。そして嶽洋社、回天社、発揚社、有信社と相並んで、明治二十年頃まで全盛を持続していたという（島崎猪十馬「旧各社事蹟」・土佐史談第三六号、田中惣五郎「日本の自由民権」・昭和二十二年・七九頁以下に拠る）。

(2) 安東重起氏の呼称による（「自由民権の犠牲者」・昭和二十二年・一七一頁）。「自由党史」は「各大臣暗殺の陰謀」と題し（岩波文庫本下巻・一五八頁）、また、田中惣五郎氏は「重臣暗殺事件」と呼

ばれており（前掲書・一八四頁）、いずれも特別の称呼は使われていない。しかし、当時、大臣暗殺陰謀事件は他にもいくつかある。例えば新潟県人中村敬太郎他四名の事件（明治二十一年）、富山県人金瀬義明他二名の事件（同年）などがそれである。将来、明治自由民権運動史の研究が進展し、そうした事件の全部が取りあげられるようになると、それぞれの事件に固有の名称を付けなければ、混同するおそれがある。それがため、私は安東氏の呼称にしたがい「尻無川事件」と呼んだ。ところで、明治四十二年二月十六日・東京日々新聞の「故後藤伯の雄図(四)」（連載読物である――手塚註）には「彼の堀川の獄を以て有名なる吉松寿太郎、佐野義一」とあるから、明治時代には「堀川の獄」という名で呼ばれたこともあつたと思われる。

(3) 前掲自由党史・一五八頁――一五九頁。

(4) 前掲後藤伯の雄図には「吉松寿太郎、佐野義一等の日比谷練兵場爆弾事件（日比谷練兵場に爆裂弾を埋め、電気作用を以て之を爆発し、大臣を斃さんとする計画を聞き、大島更造其の玉体に危害を及ぼさんことを恐れ死を賭して之を道に爆破し、僅に事なきを得たり）」（明治四十二年二月十六日・東京日々新聞）とある。大島は、旧称児島稔という自由党員である。しかし、この爆破事件について、残念ながら私は、さらにくわしい資料をみる機会をもたない。

(5) 例えば「社会思想の変遷と犯罪」（司法研究第二十輯十三）・昭和十年・一二七頁、田中・前掲書・一八四頁、安東・前掲書・一七一頁等。

(6) 拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三十二巻一一号・三一頁以下参照。

(7) 七月二十八日の分は同紙附録に、翌二十九日の分は本紙に掲載されている。

(8) 大臣暗殺は一手段であり、それをふくめて内乱の予備また予備以前のなんらかの準備があつたとすれば、明治十五年刑法第一二五条に該当し、国事犯になるが、とくに内乱の目的はなく、単に大臣暗殺で「政府ノ変乱」だけを企て、まだ未遂にも至らないときは同法第一二三条第一二四条に該当せず、罪とならない。佐野らの陰謀が後者であれば国事犯とはならず、沢田殺害だけの強盗殺人罪が成立する。しかし、それが前者であればどうか。すなわち、内乱予備として強盗殺人が行われた場合であるが、これを国事犯とすべきか、普通犯とすべきかについては、当時の刑法学において種々の学説があつた。詳しくは、拙稿「自由党名古屋事件裁判考」・本誌第三六巻三号・四〇頁以下参照。なお、国事犯として取扱つたとしても、高等法院も開かず、普通裁判所の管轄とすることもできた。これについては、前掲拙稿福島事件と高等法院・本誌第三二巻一一号・二七頁以下および拙稿「自由党飯田事件の裁判に関する一考察」・本誌第三四巻一号・二五頁以下等参照。

(9) この模様は、七月十八日・土陽新聞が簡単に報道している。

(10) 明治二十一年七月十一日・土陽新聞。

(11) 佐野についてはわからないが、吉松は事件前から熱心なキリスト教信者であつたという（平尾・前掲書・二〇七頁）。

(12) 前掲自由党史・一五九頁。

(13) 明治二十年三月十九日、二十日、二十三日、二十四日、金城新聞処載の名古屋事件裁判言渡書に、重要なる個所で若干の誤記と脱漏のあることは、かつて私の指摘した通りである（拙稿「自由党名古屋事件判決書――続・明治法制史料雑纂(二)――」・本誌第三八巻五号・八八頁）。したがつて、土陽新聞の場合にも、そうした脱漏

がないとは断定できない。

(14) この場合、たとえ被告が上告しなくとも、大審院検事長が非常上告をなしえた筈である（治罪法第四三五条）。しかし、そうした非常手段が採られた形跡はない。

(15) 安東氏は、「沢村」（まま）、大井を「未丁年」とし、下村、間についてはとくに述べられていない（前掲書・一七三頁）。本稿の裁判言渡書では、下村、間が未丁年、沢田は文久元年生まれで成年、大井は生年月日不明であるが、いずれの者についても未成年による減刑の言渡しはない。

○

前註

(1) 判決原本は、片仮名と思われるが、新聞記事では平仮名になっている。それがため本稿では、それを片仮名に改めた。

(2) 判決原本と対照できないから、誤記、脱漏があってもわからないが、とくに疑問と思われる個所だけに（ ）を附して註記した。

(3) 被告の一人沢田良吉は、前掲自由党史では沢村良吉となっている（一五八頁以下）。安東氏もまた同様である（前掲書・一七一頁以下）。どちらが正しいか確実にはわからないが、本稿では「沢田」を正しいとした。裁判言渡書の記載のみならず、当時の新聞報道の多くは「沢田」となっているから（明治二十年七月九日・前掲土陽新聞、同年十月二日・前掲大阪日報等）、一応それを信じたまでである。

裁判言渡書

高知修立社尻無川事件判決書

高知県土佐国土佐郡南新町百七十二番地
士族　無職業　被告人　佐野義一　元治元年十二月廿九日生

同県同国吾川郡浦戸村五十二番地吉松喜五郎方同居平民儀平二男
無職業　被告人　吉松寿太郎　元治元年三月十日生

同県同国土佐郡下知村内中新町十番地奥田寅蔵扣家借宅士族直輔二男
無職業　被告人　間直三　慶応三年五月一日生

同県同国土佐郡片町十番地
士族　無職業　被告人　下村治幾　慶応三年正月九日生

同県同国土佐郡農八町二百二十一番地安岡直方同居
士族　無職業　被告人　大井善友（生年月日なし―手塚註）

同県同国土佐郡土居村十五番地
平民　農　被告人　沢田良吉　文久元年十一月廿日生

右強盗殺人知情受贓氏名詐称被告事件大阪軽罪裁判所予審判事ノ言渡ニ因リ当控訴院検事長犬塚盛巍ノ公訴ヲ受ケ立会検事小倉久各被告人並ニ弁護人戸田猛馬、吉本松吉、森作太郎、菊地侃二、渋川忠次郎ノ弁論ヲ聴キ之ヲ審案スルニ被告佐野義一、間直三、大井善友、沢田良吉ハ予テ政治思想アル有志ニシテ其執ル処ノ主義ニ基キ陰ニ相謀ル所アリテ死ヲ決シ被告下村治幾ハ其志ヲ賛ケ其資金ニ供スル

タメ地所抵当ニテ借入レタル金三百五十円ヲ携ヘ明治十九年十二月中高知ヲ発シ路ヲ海陸ニ分チ相前後シテ各大阪ニ来リタリ然ルニ良吉ハ善友、直三ヨリ船中ニテ同県人ニ出会シタリト云フ其模様ヲ聞キ右ハ高井事高知県長岡郡北山村百十八番地平民太右衛門養子沢田久馬吉ナルコトヲ推知シ此高井ナレバ自家ヲ脱走シ来リタル者に付多分ノ所持金アルベシト云フニ依リ大井、間、下村等忽チ其金ヲ奪ヒ取ラント悪意ヲ生ジ被告吉松寿太郎ハ明治十九年八月来在阪所々流寓中曾テ相知善友、治幾等ニ邂逅シ互ニ往来スル中一日寿太郎ハ治幾ヨリ被告義一ハ善友、良吉、治幾、寿太郎ヨリ沢田久馬吉カ所持金掠奪ノ計画アルヲ聴キ之ニ同意シ爾来被告等六名相会合スレバ常ニ其謀議ヲ為サザルハナク遂ニ彼ヲ殺害シテ其金ヲ奪取ニ若カズト決定シ或ハ寿太郎、治幾ノ二人ニテ銃猟ニ托シテ久馬吉ヲ泉州堺ニ誘ヒ出シテ銃殺セントシ或ハ舟ヲ河流ニ泛ベ船中ニテ毒殺セント企テタルコトアルモ自ラ中止シテ事成ラズ荏苒数日ヲ経過スル中兼テ用意ノ資金モ殆ンド酒食ニ浪費シ其欠乏ヲ告グルニ至ルヲ以テ義一、寿太郎、直三ハ遽カニ之ヲ断行セント欲シ明治廿年一月二日午後十時頃沢田久馬吉ヲ其止宿所大阪府北区中ノ島五丁目廿七番地加納ルイ方ヨリ呼出シ松島遊廓ニ同行スト欺キ大阪府摂津国西成郡市岡新田字冲堤防ト唱フル所ニ誘引シ義一ハ携フル所ノ白砒石ヲ酒中ニ混和シ行ク〳〵酒杯ヲ傾ケ之ヲ与ヘ喫セシムルモ其即効ヲ見ザルヨリ寿太郎ハ久馬吉ヲ距ル一間余ノ後ニ在リピストルヲ以テ其背部ヲ射撃シタルヨリ久馬吉ハ声ヲ発シ顚倒シタルニ乗ジ義一、寿太郎ハ黄木綿ノ胴巻ヲ以テ其咽喉ヲ絞リ之ヲ殺了シ直三ハ其際久馬吉カ懐中ニ手ヲ入レ其所持スル金四十円余ヲ奪取シタリ被告下村治幾ハ前段ノ如ク義一、寿太郎、直三、善友、良吉等ト沢田久馬吉ヲ殺害シ其金員ヲ奪取ラント謀議セシ末明治廿年一月二日夜義一、寿太郎、良吉等其下宿大阪府東区北浜四丁目六番地旅店西村栄助方ニ来リ当夜ハ其事ヲ断行スト決議セシ際被告ハ其用ニ供スル為メ兼テ所持ノピストルヲ寿太郎ニ白砒石ヲ義一ニ給与シ又黄木綿ノ胴巻ヲ寿太郎ニ与ヘタルヲ以テ義一、寿太郎ハ其ピストル白砒石胴巻ヲ使用シ其金円ヲ奪取タリ被告大井善友、沢田良吉ハ前段ノ如ク義一、寿太郎、直三、治幾等ト共ニ沢田久馬吉ヲ殺害シ其金円ヲ奪取ラントノ謀ヲナシタリト雖ドモ他ニ慮アリテ其場ニ臨マズ明治二十年一月三日大阪出発京都ヲ経テ東京ニ至リ明治二十年一月廿二日逮捕セラルヽニ至ル迄義一、寿太郎、直三が其奪取タル金円ナルヲ知リ義一、直三ト共ニ旅費其他ノ費用ニ供給シタルハ即チ其情ヲ知リ其賍ヲ分チタル者トス被告佐野義一ハ明治十九年十二月廿四日ヨリ明治廿年一月三日迄大阪府北区中之島三丁目四十六番地旅店笹倉新七方ニ関佐平ト詐称シテ止宿シ被告下村治幾ハ明治十九年十二月十二日ヨリ明治廿年一月廿三日迄下村梅三郎ト詐称シ被告沢田良吉ハ明治十九年十二月十一日ヨリ明治廿年一月三日迄ノ間森三木雄ト詐称シ大阪府東区北浜四丁目六番地旅店西村栄助方に止宿シ被告大井善友ハ明治十九年十二月十二日頃ヨリ明治廿年一月三日迄大阪西区土佐堀通リ二丁目十一番地旅店玉垣幸七方ニ河田小三郎ト詐称シ止宿シタリ

以上ノ事実ハ予審判事司法警察官ノ作リタル各被告人尋問調書検証調書試験成積（まま）書西村栄助同とへ玉垣幸次郎笹倉新七ノ調書ピストル

弾薬白砒石黄木綿胴巻銃丸ノ痕跡アル衣類等ニ徴シ其証拠十分ナリトス

宣告ス

裁判長　評定官　荒木博臣
陪席　評定官　本間季明
同　同　矢野茂
裁判所書記　島光恒

之ヲ法律ニ照スニ右所為の内佐野義一、吉村寿太郎、間直三ガ強盗殺人ノ罪ハ刑法第三百八十条ニ依リ死刑、下村治幾ガ強盗殺人ノ器具ヲ給与シタルノ罪ハ刑法第百九条ニ依リ刑法第三百八十条ノ本刑ニ一等ヲ減ジ無期徒刑、沢田良吉、大井善友ガ強盗の賍タルコトヲ知リ其賍ヲ受ケタルノ罪ハ刑法第三百九十九条第四百条ニ依リ一月以上三年以下ノ重禁錮三円以上三十円以下ノ附加罰金六月以上二年以下ノ監視、佐野義一、下村治幾、大井善友、沢田良吉ガ氏名ヲ詐称シ旅店ニ投宿シタル罪ハ明治十六年大阪府達六十一号第四条第七項ニ依リ拾銭以上一円以下ノ科料ニ該当スル数罪俱発ニ係ルヲ以テ刑法第百条ニ照シ一ノ重キニ従ヒ処断スベキモノトス

判決

右ノ理由ナルヲ以テ被告人佐野義一、吉松寿太郎、間直三ハ強盗殺人ノ罪ニ因リ各死刑ニ処ス被告人下村治幾ハ其器具ヲ給与シタルノ罪ニ因リ無期徒刑ニ処ス被告人沢田良吉、大井善友ハ知盗情受（ママ）賍ノ罪ニ因リ各重錮三年罰金三十円ヲ附加シ監視一ケ年ニ付ス佐野義一、下村治幾、大井善友、沢田良吉ガ其氏名詐称シタル罪ニ付其罪軽キヲ以テ其刑ヲ執行セズ犯罪ノ用ニ供シタル短銃白砒石胴巻ハ刑法第四十三条ニ依リ没収シ沢田久馬吉ガ着用ノ衣類佐野義一ガ所有ノ刀ハ其家ニ大井善友ガ所有ノ刀ハ本人ニ各治罪法第三百八条ニ照シ之ヲ還付ス

明治廿一年七月二十四日大阪重罪裁判所公庭（ママ）ニ於テ検事小倉久立会